船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　スポーツ基本法第１０条の規定に基づき、生涯スポーツ推進のための長期的かつ総合的な道筋と、それを実現するための具体的方策を明らかにする観点から、船橋市生涯スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるため、船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　推進計画の策定に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会には、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

３　副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第６条　委員長は、必要があると認めるときには、部会を設置することができる。

２　部会は、委員が推薦する者と委員長が指名する者をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、部会長は、委員長が指名する。

（事務局）

第７条　事務局は、生涯学習部生涯スポーツ課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、平成２５年６月２１日から施行する。

この要綱は、令和元年８月２２日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員（令和７年４月現在）

別 表

生涯学習部	生涯学習部長
企画財政部	政策企画課長
市民生活部	自治振興課長
福祉サービス部	障害福祉課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長
健康部	地域保健課長
	健康づくり課長
こども家庭部	こども家庭支援課長
地域子育て部	地域子育て支援課長
都市整備部	公園緑地課長
管理部	教育総務課長
学校教育部	保健体育課長
生涯学習部	社会教育課長
	青少年課長
	生涯スポーツ課長
	中央公民館長